

公 示 日 : 2024 年 10 月 9 日 (水)

調達管理番号 : 24a00681

国 名 : フィリピン

担 当 部 署 : 東南アジア・大洋州部東南アジア第五課

調 達 件 名 : フィリピン国国営放送局地上デジタル放送網整備事業技術審査支援
業務 (建築分野)

適用される契約約款 :

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 建築分野
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024 年 11 月中旬から 2025 年 2 月中旬
- (2) 業務人月 : 1.57
- (3) 業務日数 :

準備業務	現地業務	整理業務
10 日	17 日	10 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2024 年 10 月 23 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/) 具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024 年 10 月追記版）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2024 年 11 月 1 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	建築分野案件の設計及び積算、または、設計もしくは積算の実務経験を有していることが望ましい。 建築分野の施工監理経験を有していることが望ましい。
対象国及び類似地域	フィリピン及び全途上国
語学の種類	英語
必須資格	一級建築士

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：以下の案件に従事している法人及び個人（補強所属元企業含む）。
- 「フィリピン国国営放送局地上デジタル放送網整備事業準備調査【有償勘定技術支援】」
なお、本件受注者は、フィリピン国「国営放送局地上デジタル放送網整備事業（仮称）」（円借款事業）へはご応募いただけなくなります。
また、先に行われた業務等との関連で、本案件の競争に不当に有利となると JICA が判断した法人・個人は、競争参加資格なしとする場合があります。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

フィリピン共和国（以下、「フィリピン」という）は、地上デジタル放送日本方式（ISDB-T）を ASEAN 諸国で唯一採用している国であり、2017年10月に公表した「地上デジタル放送移行プランの枠組み」で、地上デジタル（地デジ）放送へ完全移行する期限を2023年12月末¹に設定した。一方、同国のテレビ所有率は2019年時点で82.7%（所有世帯数19,329,000）と広く普及している媒体であるにもかかわらず、2019年時点の地デジ受信機の普及率は全国で23%と低迷し、地デジ放送への完全移行には至っていない。受信機普及率が6割近くあるマニラ首都圏と地方部との格差が課題になっている。

格差拡大の背景には、テレビ放送等のインフラ構築が民間企業に委ねられており、収益の見込めない地域への投資が進んでいないことが影響している。実際、主要都市部から離れた一部地域²では地デジ放送が行われておらず、衛星放送・ケーブルテレビを有料視聴している世帯を除き、アナログ放送のみを視聴している。人口密度の低い地方部においては、民間放送局が地デジ放送を今後整備するかは不透明である。

他方、フィリピン国営放送（People's Television Network, Inc: PTNI）は、営利を目的とする民間放送局と違い、利益や視聴率にとらわれずに公共性の高い番組を全国民に対して提供できる。しかしながら、フィリピン側自己資金で PTNI の地デジ用の鉄塔とアンテナを整備できたのは全国57放送局中主要都市部の6局のみ（人口カバー率31.6%）に留まり、予算不足のため、必要な設備を十分に整備できていない³。このままアナログ停波を迎えれば、地方部のテレビへのアクセスが消失する可能性がある。特に新聞やインターネット等の定期購入が難しい貧困層や字が読めない層にとって、無料で番組を視聴できるテレビ放送は重要な情報入手手段であり、停波の影響は大きい。

かかる状況を受け、フィリピン政府から、国営放送の地デジ放送移行支援を目的とした有償資金協力「国営放送局地上デジタル放送網整備事業（仮称）」（以下「本事業」という。）の要請を受け、現在協力準備調査を実施している。期待される本事業の成果は、①貧困層や地方部を含む全国への情報伝達（アナログ停波後を見据えた情報格差の是正）、②データ放送機能や ISDB-T の緊急放送（EWBS）を通じた台風や地震など当該国で多発する自然災害への対応、③字幕放送・多言語放送の拡充を通じたバンサモロ地域を含む国内の

¹ 2024年9月現在、アナログ停波の条件が満たされておらず、全国いずれの地域においてもアナログ停波は未実施。今後、フィリピン政府は条件を満たした地域ごとに個別にアナログ停波を実施予定。

² 東ビサヤのサマル州やバンサモロ地域などが挙げられる。

³ 総務省「地上デジタルテレビジョン放送への移行支援にかかる調査」（2021年実施）より。

連結性強化⁴への貢献である。さらに将来的には、限られた資源である周波数の有効利用や新型コロナウイルスの感染拡大に伴い需要が増大した遠隔教育の対応にも資する。

本調査の目的は、フィリピンが日本方式による地デジ化をさらに進めるにあたり、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、本邦技術の適用、事業実施体制、運営・維持管理体制等、我が国の有償資金協力事業として実施するための審査に必要な情報収集である。

JICA は、有償資金協力（円借款）の案件形成段階では、協力準備調査やファクト・ファイディング（F/F）ミッション、アプレイザル（審査）ミッション等を通じ、現状把握や事業の必要性・妥当性の確認、事業内容や規模（事業費）の調整、実施スケジュール等の確認など、事業計画の妥当性確認を行っている。有償資金協力案件の技術審査に際しては、JICA が保有している案件関連資料の精査及び F/F ミッションや審査ミッションを通じた現場における実施機関/事業体等からの情報収集等により、当該分野の豊富な知見やノウハウに基づいた事業効果の高い有償資金協力案件の形成がなされる必要がある。

これらの業務は、JICA 内部人材により担われているが、建築分野については、専門的知見を持つ内部人材を有していない。本事業には建築分野の支援が含まれることが想定されていることから、同案件の形成に向けた技術審査や当該分野の情報収集実施に際して、JICA として、高い技術的専門性を有する人材による技術的支援を受ける必要がある。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、調査団員として派遣される JICA 職員や他の業務従事者と協議・調整しつつ、JICA 東南アジア・大洋州部が指示する以下の業務を実施する。具体的な業務内容は次のとおりとする。

■主要業務内容

（1）準備業務（2024 年 11 月中旬、2025 年 12 月下旬）

協力準備調査の報告書や関連資料の読み込み及びコメント、F/F ミッションの報告書への技術的コメント、技術審査対象項目にかかる各種書類への技術的コメントを行う。これらの実施に際し、JICA・コンサルタント及びその他事業関係者との打ち合わせに参加する。

⁴ バンサモロ地域はムスリムが居住し、40 年以上に渡り分離独立を求めた紛争が続いた地域。現在は自治政府設立に向けた移行過程にある。国内の連結性を高め、政治的・文化的な相互理解を促進することが求められている。

(2) 現地業務 (2024年11月下旬～12月上旬、2025年1月中旬)

本事業形成のための F/F ミッション及び妥当性審査のための審査ミッション等に同行し、フィリピンの建築分野における技術的能力や体制、更には当該事業における本邦技術活用の可能性に鑑みながら、事業遂行の観点から建築分野の技術的妥当性等を判断し、相手国政府との協議に参加する(先方実施機関等に対する技術的観点からの説明、質問対応、関連書類の作成及び修正を含む)。

(3) 整理業務 (2024年12月中旬、2025年1月中旬～2月中旬)

F/F ミッション及び審査ミッションで得られた情報を分析した上で、建築分野の技術面の情報のうち、事業開始後の案件監理・事後評価・JICA 内のナレッジ蓄積に有用と判断される事項(技術審査項目に係る検討の過程やその結果に係る判断根拠、案件監理に係るその他留意事項)を技術審査レポート(案)に取りまとめ、JICA 東南アジア・大洋州部東南アジア第五課に提出する(和文のみ)。

■主要確認項目

上記(1)～(3)の業務を通じた確認項目は次のとおり。

- －事業計画の内容の妥当性(建築工事、コンサルタント TOR、専門家要件、所要人月等を含む)
- －事業費の妥当性(事業費の構成、積算の考え方、積算方法の評価、資金需要、その他事業費積算に必要となる項目)
- －調達・施工方法の妥当性(調達のパッケージ分け、入札方法、契約形式、その他調達・施工方法に関する項目)
- －実施スケジュールの妥当性(調達手続き期間、工期、瑕疵担保期間、O&M 期間その他事業に必要となる業務の実施期間)
- －建築分野において、本邦企業が強みを持ち、本事業において活用可能性のある技術の情報収集と JICA へのフィードバック
- －その他(事業の妥当性及び必要性、事業実施体制の妥当性、運営・維持管理体制の妥当性、運用効果指標の妥当性、便益計算の妥当性)

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

分量：和文、A4判10ページ程度。

提出時期：2025年2月17日（月）までに提出

提出方法：電子データ

様式：JICAの指定する様式。担当分野に係る技術審査レポート（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務はF/Fミッションを2024年11月下旬～12月上旬（7日間）、審査ミッションを2025年1月中旬～下旬（10日間）の計2回を予定しています。しかし、場合によってはオンラインでの対応に変更し、現地渡航回数が1回となる可能性があります。

JICAの調査団員は本業務従事者と同時に現地調査を開始、終了する予定で

す。しかし、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間を含む可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 計画管理 (JICA)
- エ) 技術審査支援 (地上デジタルテレビ放送分野) (JICA が別途契約するコンサルタント)
- オ) 技術審査支援 (建築分野) (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎 : あり
- イ) 宿舎手配 : あり
- ウ) 車両借上げ : 全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上 : なし
- オ) 現地日程のアレンジ : JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供 : なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。
 - ・「フィリピン 地上デジタル放送実施促進プロジェクト」専門家活動報告
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000042054>
 - ・フィリピン 地上デジタル放送/緊急警報システム導入支援アドバイザー」専門家活動報告書
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000039179>

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況につ

いては、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上